

このごみ、出し方に困ったことはありませんか？

リチウムイオン電池

充電式の電子機器には、リチウムイオン電池（充電電池）が内蔵されています。これらは、ごみに出さないでください。

強い衝撃を加えると危険！

誤った出し方による、
ごみ収集車の火災が全国的に
発生しています。



出し方 → ウィークエンドリサイクルへ

市内スーパーの駐車場でいうウィークエンドリサイクルにて、電池類（有害ごみ）としてお出してください。その際は充電電池が入っている旨を、係員へお伝えください。

- ★取り外せる場合は電池部分のみで、外せない場合はそのままお出してください。
- ★膨らんでいても出せます。
- ★手のひらより大きいものに関しては、民間処分業者へ直接搬入してください。

出し方 → 自治会資源物回収へ

電池類としてお出してください。自治会衛生担当者様、並びに回収立会いをされるみなさまにおかれましては、立会の際、

- ★手のひらサイズであること
- ★充電電池が内蔵されている小型家電であること

のご確認をお願いいたします。ご協力よろしくお願いいたします。
万が一、回収されずに残っていた場合は、お手数ですが上田市廃棄物対策課までご連絡ください。

出し方 → 市内 JBRC 協力店への持ち込み

JBRC とは、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、小型充電式電池の再資源化に取り組む一般社団法人であり、協力店で集まった小型充電式家電を回収し、再資源化を推進しています。

- ★回収対象は JBRC 会員企業製のものに限り、破損・水漏れ・膨張しているものは回収できません

協力店検索はこちらから ▶



家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は、 法律で禁止されています。

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却は、法律により原則禁止とされています。

洗濯物ににおいが
ついてしまった…

窓が開け
られない…

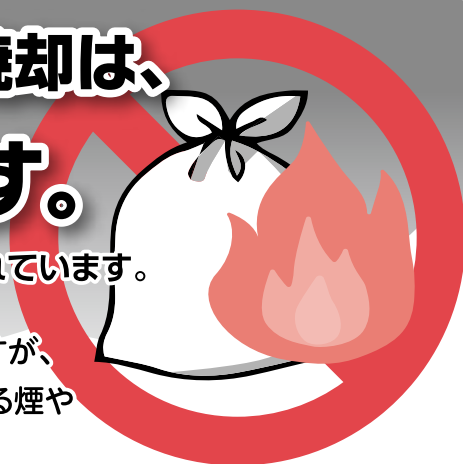
家の中に
においが入っ
てしまった…



例外として認められる焼却もありますが、
認められた焼却であっても、焼却による煙や
近隣の方が困っている場合があります。

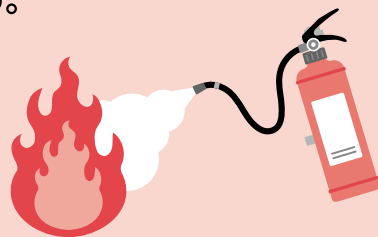
近隣住民とのトラブルを回避するためにも、**出来る限り焼却以外の方法**
(その場に野積みにする、もしくは、可燃ごみとして出す等)を検討しましょう。

やむを得ず焼却を行う場合は、下記の内容を参考に周囲へのご配慮をお
願いたします。



焼却を行う際の注意点

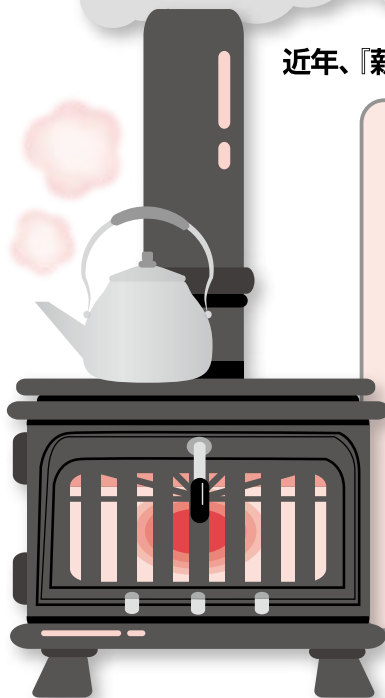
- プラスチックや紙類、段ボール、ゴム、ビニール等の廃棄物の焼却は絶対に行わないでください。
- 十分に乾燥させたとえで、少量ずつ焼却を行う等、なるべく煙が出ないようにしてください。
- ドラム缶や、基準を満たしていない焼却炉での焼却はやめましょう。
- 焼却を行う場合は、事前に近隣の消防署へ連絡をしてください。
- 水や消火器等を準備し、すぐに消火できる状態としてください。
- 焼却中は、絶対にその場を離れないでください。
- 最後に完全に火が消えたことを確認してください。



薪ストーブは正しく使いましょう

近年、『薪ストーブ』を新設される方が増えていますが、使用する皆様は、次の点にご留意ください。

- 接着剤、塗料を使用した合板など、化学処理された木材(建設廃材等)は、悪臭や有害物質発生の原因となるため使用しないでください。
- 『暖炉』、『薪ストーブ』の設置に伴い、煙突の位置や高さ等に十分に注意するとともに、新しく購入を検討されている方は、近隣への事前説明も検討してください。
- 薪は十分に乾燥させてください。果樹等の剪定枝を使用する場合でも、十分に乾燥させてから使用してください。
(針葉樹は半年以上、広葉樹は1年以上を目安に乾燥)
- 『暖炉』、『薪ストーブ』の保守点検、煙突掃除を定期的に行ってください。



適切な使い方を心がけ、皆が過ごしやすい環境を整えましょう。

表面
裏面

廃棄物対策課

22-0666

上田市役所(本庁) 環境政策課

23-5120

丸子地域自治センター 市民サービス課

42-1216

真田地域自治センター 市民サービス課

72-0154

武石地域自治センター 市民サービス課

85-2312